

■令和7年度第2回（第343回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和7年7月29日（火） 午前10時00分～午前10時15分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、新屋副市長、教育長、水道事業管理者
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、建設局長、総合政策監

【議 題】 下水道施設におけるウォーターＰＰＰ導入の適否及び事業スキームについて

< 提案説明 >

下水道施設におけるウォーターＰＰＰ導入の適否及び事業スキームについて、建設局より次のとおり説明があった。

- ・ 令和7年2月の都市経営戦略会議では、「下水道施設における官民連携事業（ウォーターＰＰＰ）の必要性及び今後の方向性」について審議し、原案のとおり了承を得た。
- ・ 本会議では、ウォーターＰＰＰ導入の適否、前回の都市経営戦略会議の指示事項を踏まえたウォーターＰＰＰのスキームについてご審議をいただくもの。
- ・ ウォーターＰＰＰ導入の適否については、導入により、事務負担の軽減、サービス水準（安全性含む）の向上、事業費の削減など、将来的な課題解決や経営持続性の確保の観点から一定の効果が期待できるため、ウォーターＰＰＰの導入は適当である旨を整理している。
- ・ ウォーターＰＰＰの事業スキームについては、令和5年度及び6年度に実施した導入可能性調査の結果を踏まえ、以下8項目ごとに検討を行う。
 - (1)ウォーターＰＰＰのレベルの選択
 - (2)更新支援型、更新実施型の選択
 - (3)事業期間の設定
 - (4)対象業務範囲
 - (5)対象施設、対象エリアの選択
 - (6)性能発注の基本的な考え方
 - (7)プロフィットシェアの基本的な考え方
 - (8)発注方式の基本的な考え方
- ・ 項目(1)から(4)については、前回都市経営戦略会議において承認を得ており、本会議では項目(5)以降について、ご審議いただきたい。
- ・ 項目(5)対象施設、対象エリアの選択については、Ａ案（対象施設：管路施設のみ、対象エリア：北区・大宮区・中央区）、Ｂ案（対象施設：下水処理センターを除く全施設、対象エリア：全市域）、Ｃ案（対象施設：管路施設のみ、対象エリア：全市域）、Ｄ案（対象施設：管路施設のみ、対象エリア：荒川左岸南部流域）の4案について、

定量的・定性的な観点から、総合評価により比較検討を行う。

- ・ 総合評価の評価項目については、「導入により期待される効果」及び「導入に当たっての懸念」を考慮の上、5項目（①地元企業の受注機会の確保、②職員の実地体験に係る機会の確保、③業務の効率化（職員の適正配置）、④民間事業者の参画意欲、⑤事業費の削減効果）とした。
- ・ なお、評価項目のうち、①及び④については、5項目の中でも特に重要性の高い評価項目としている。
- ・ 総合評価の結果、最も評価が高く、かつ、重要性の高い評価項目（①、④）で最上位の評価を得たA案を採用することとしたい。
- ・ また、本事業終了後の次期事業については、本事業の効果・影響の検証を行った上で、対象施設・エリアの拡大も含めて、改めて検討を行うものとする。
- ・ 項目(6)性能発注の基本的な考え方については、性能発注を基本とするが、契約当初は既存の従来手法と同等以上の水準とする仕様を指定する。その後、詳細調査や更新工事を実施し、健全な状態を確認できた箇所から、段階的に性能指定に移行していくことを想定している。
- ・ 項目(7)プロフィットシェアの基本的な考え方については、導入する方向で検討を進める。シェア割合については、官民双方にメリットがある割合となるよう、先進事例等も参考にしながら検討していく。
- ・ 項目(8)発注方式の基本的な考え方については、WTO案件の適否の判断が必要となるが、検討しているスキームは管路施設の維持管理業務が主たる業務となり、特定役務に該当しないことから、WTO案件には該当しないものと整理している。
- ・ 以上が本市のウォーターPPPにおける事業スキームとなる。
- ・ 当該事業スキームにおける概算事業費は、約73億円（税込）と見込んでいる。
- ・ PFI等審査委員会からの答申及び対応方針については、同委員会に対し、①ウォーターPPP導入の適否、②導入するウォーターPPPのスキームの2点を審査事項とし、いずれも「適当」との答申を得た。
- ・ その上で、同委員会より「WTO案件の適否の考え方について、対外的に根拠を示せるよう、予め整理をしておくことが望ましい。」及び「契約期間中の仕様指定から性能指定への移行について、契約書の規定方法も含めて十分に検討することが望ましい。」とのご意見をいただいた。
- ・ 今後のスケジュールについて、令和8年度下半期の入札広告に向け、本年9月の議会において、本件の報告及びアドバイザー業務の予算措置等の手続を予定している。

< 意見等 >

- ・ 第２期事業について、第１期事業の終了を待たず、財政効果が確認できた段階で速やかにその内容について検討を行うべき。
- ・ 関係する地元事業者が可能な限り幅広く参入できるような仕組みをしっかりと構築することが重要。また、本市として初めての取組であることから、ＰＦＩ等審査委員会で寄せられたご意見についても十分配慮すべき。

＜ 結 果 ＞

建設局発議の下水道施設におけるウォーターＰＰＰ導入の適否及び事業スキームについては、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ ウォーターＰＰＰの検討に当たっては、地元事業者の理解を得ながら検討を進め、地元事業者の受注機会が適切に確保されるよう対応すること。
- ・ 仕様発注から性能発注への移行に当たり、性能規定の記載内容・リスク分担の具体的な調整及び実現方法について、適切に要求水準や契約書に反映できるよう、また適切なタイミングでの移行が可能となるよう、検討を進めること。
- ・ 管路の維持管理基準の変更等も含め、国の動向を注視しつつ、所要の変更が生じた際にその内容を要求水準に適時適切に反映できるよう検討を進めること。

＜ 会 議 資 料 ＞

- ・ 下水道施設におけるウォーターＰＰＰ導入の適否及び事業スキームについて